四八	関税率表第五六〇七・二一号、第五六〇七・二九号、第五六〇七・四一号、第五六〇七・四九号又は第五六〇七・五〇号に掲げる物品 関税率表第五六〇七・九〇号の二に掲げる物品のうち アバカ（マニラ麻又はムサ・テクスティリス）その他の硬質繊維のもの以外のもの	中華人民共和国
五三	関税率表第六二〇九・二〇号の一、第六二〇九・三〇号の一、第六二〇九・九〇号の一、第六二一六・〇〇号に掲げる物品 関税率表第六二一七・一〇号に掲げる物品のうち 靴下類	中華人民共和国
五四	関税率表第六二〇九・二〇号の二の㈡のA、第六二〇九・三〇号の二の㈡のA又は第六二一七・九〇号に掲げる物品 関税率表第六二一七・一〇号に掲げる物品のうち 靴下類以外のもの	中華人民共和国
五五	関税率表第六二・一三項に掲げる物品	中華人民共和国
五八	関税率表第六三〇二・二一号、第六三〇二・二九号、第六三〇二・三一号、第六三〇二・三九号、第六三〇二・五九号、第六三〇二・六〇号、第六三〇二・九一号、第六三〇二・九九号、第六三〇三・九九号、第六三〇四・一九号、第六三〇四・九九号又は第六三〇四・九二号に掲げる物品 関税率表第六三〇二・二二号、第六三〇二・三二号、第六三〇二・五三号、第六三〇二・九三号、第六三〇三・九三号又は第六三〇四・九三号に掲げる物品のうち 不織布製のもの以外のもの	全特恵受益国等
五九	関税率表第六四〇五・一〇号の三、第六四〇五・二〇号又は第六四〇五・九〇号の二に掲げる物品	中華人民共和国
六〇	関税率表第六六・〇一項又は第六六〇三・二〇号に掲げる物品	全特恵受益国等
六一	関税率表第六七・〇二項に掲げる物品	中華人民共和国
六六	関税率表第七二〇二・三〇号、第七二〇二・五〇号、第七二〇二・七〇号、第七二〇二・八〇号、第七二〇二・九二号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九九号に掲げる物品のうち りん鉄以外のもの	インド
七四	関税率表第七六類に掲げる物品	中華人民共和国
七七	関税率表第八一・〇三項、第八一〇六・〇〇号、第八一〇七項、第八一〇八・九〇号、第八一一一・〇〇号、第八一一二・二一号、第八一一二・二二号、第八一一二・二九号、第八一一二・五一号、第八一一二・五二号、第八一一二・五九号、第八一一二・九二号、第八一一二・九九号又は第八一一三・〇〇号に掲げる物品	中華人民共和国
七八	関税率表第九四〇一・九〇号の一又は第九四〇四・一〇号に掲げる物品	全特恵受益国等

二　輸入額等が限度額等を超えることとなった月　平成二十二年四月

○財務省・農林水産省・経済産業省告示第六号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を次のとおり定め、平成二十二年三月農林水産省告示第五号の全部を改正するので、告示する。

平成二十二年五月三十一日

財務大臣　菅　直人
農林水産大臣　赤松　広隆
経済産業大臣　直嶋　正行

目次

第一章　対象事案及び実施期間（第一条・第二条）
第二章　国際的な金融秩序の混乱に関する事案（第三条―第九条）
第三章　災害等に関する事案（第十条―第十三条）
第四章　雑則（第十四条―第十六条）

第一章　対象事案及び実施期間

（対象とすべき事案）

第一条　対象とすべき事案は、次に定めるものとする。

一　国際的な金融秩序の混乱に関する事案
二　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条の災害に関する事案
三　内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等の例外的な経済情勢・社会情勢等に該当する状況に対して、政府を挙げた対策が取られる事案であって、次に掲げるもの

イ　「生活対策」中小企業金融緊急特別相談窓口に関する事案
ロ　建築関連中小企業者対策特別相談窓口に関する事案
ハ　ガソリン・軽油販売関連中小企業金融支援対策特別相談窓口に関する事案
ニ　事故米転用問題に関する中小企業金融支援対策特別相談窓口に関する事案
ホ　ＳＦＣＧ関連特別相談窓口に関する事案
ヘ　高病原性鳥インフルエンザ関連特別相談窓口に関する事案
ト　新型インフルエンザ関連中小企業金融支援対策特別相談窓口に関する事案
チ　口蹄疫に関する中小企業支援対策特別相談窓口に関する事案

（実施期間）

第二条　実施期間は、平成二十三年三月末日までとする。

第二章　国際的な金融秩序の混乱に関する事案

（対象となる者）

第三条　国際的な金融秩序の混乱に関する事案に係る危機対応業務の対象となる者は、次のとおりとする。

一　行政庁から業務停止命令等を受けた金融機関を取引金融機関とする中小企業者等（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号。以下「法」という。）別表第一第十四号の中欄に掲げる者及び株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号。以下「令」という。）第四条第二号イからヌまでに掲げる者であって、特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。次条第一号ロにおいて同じ。）を除いたものをいう。以下同じ。）又は取引金融機関から総与信高の減少等を要求された中小企業者等であって、中長期的に、資金繰りが改善し、かつ、経営が安定することが見込まれるもの